



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 7 月 7 日 (水曜日) 号外 第 38 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例

条 例	頁	
○宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例…………… (中山間・地域振興課) 2		○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 18
○宮崎県犯罪被害者等支援条例…………… (人権同和対策課) 2		○宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (福祉保健課) 21
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 5		○国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例…………… (農村計画課) 22
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 5		○宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例…………… (農村整備課) 23
		○宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (建築住宅課) 23

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例 (条例第22号)

- 1 改正の理由及び主な内容
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県犯罪被害者等支援条例 (条例第23号)

- 1 制定の理由及び主な内容
犯罪被害者等支援についての基本理念及びその基本となる事項等を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進するため、条例を制定することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第24号)

- 1 改正の理由及び主な内容
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第25号)

- 1 改正の理由及び主な内容
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正等に伴い、手数料の新設等を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第26号)

- 1 改正の理由及び主な内容
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

1 改正の理由及び主な内容

国が定める救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和3年8月1日から施行することとしました。

◎ 国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例（条例第28号）

1 廃止の理由及び主な内容

国営西諸土地改良事業については、負担金の徴収が完了したことから、条例を廃止することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 改正の理由及び主な内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

1 改正の理由及び主な内容

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしました。

条 例

宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第22号

宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例

宮崎県中山間地域振興条例（平成23年宮崎県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。 (1)～(4) [略] (5) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u> (6) [略]	(定義) 第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する区域をいう。 (1)～(4) [略] (5) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項、第41条第1項、同条第2項（同条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第42条並びに第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u> (6) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県中山間地域振興条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

宮崎県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県条例第23号

宮崎県犯罪被害者等支援条例

誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いであり、本県では、犯罪等の抑止をはじめとする安全なまちづくりに向けた不断の努力が重ねられてきた。

しかしながら、現在も様々な犯罪等が跡を絶たない状況にあり、多くの方が思いもよらず、犯罪被害者及びその家族や遺族となり、犯罪による直接的な被害を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的な苦痛や再び犯罪の被害に遭うことへの不安、さらに、周囲の無理解や心ない言動などによる二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られるところである。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対して、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関の連携の下、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていく必要がある。

また、この社会に生きる我々の誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にある。そうした中、県民一人ひとりが、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況についての理解を深めることで、連帯して共に支え合う精神にあふれた地域社会づくりを進めていく必要がある。

このような背景を踏まえ、犯罪被害者等支援のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、関係機関の連携の下、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会全体で犯罪被害者等を支えていく県民の意志を表明するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、日常生活の平穏の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害（二次被害を含む。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の犯罪被害者等の事情に応じて、適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 国、県、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の形成を促進すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、国、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係するものと緊密に連携し、及び相互に協力して、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に取り組むとともに、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

3 県は、前項の規定による取組に当たっては、犯罪被害者等がいずれの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

4 県は、犯罪被害者等支援のために必要な範囲において、他の都道府県との情報の共有その他の連携に努めるものとする。

(市町村への協力)

第5条 県は、犯罪被害者等支援において市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めるとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的知識及び経験を活用し、迅速かつきめ細かな支援を行うとともに、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）犯罪被害者等支援に関する基本方針

（2）犯罪被害者等支援に関する具体的施策

（3）前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

（財政上の措置）

第10条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第11条 県は、犯罪被害者等その他犯罪等により支援が必要と認められる者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、これらの者が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第12条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（日常生活の支援）

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第14条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害（二次被害を含む。）を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例第25号）第3条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第16条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の配置、関係機関への協力要請その他の必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第18条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民及び事業者の理解の増進）

第19条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性について県民及び事業者の理解

を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性に関する教育が学校において行われるよう、講師の派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体の活動の支援)

第22条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第24号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(感染症予防等手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。</u>以下この項及び次項において同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる場所のうち知事が定めるものにおいて、<u>新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、</u>従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、第7条の規定は適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>(感染症予防等手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）</u>であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の患者が滞在する施設のうち知事が定めるもの又はこれに準ずる場所のうち知事が定めるものにおいて、<u>新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって知事が定めるものに従事したときは、</u>従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、第7条の規定は適用しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第25号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(194)の2 [略]</p> <p>(194)の3 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(194)の2 [略]</p> <p><u>(194)の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 地域連携薬局認定更新申請手数料</u></p> <p>(194)の4 [略]</p>

(194)の4～(194)の6 [略]

(194)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の9 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造販売業許可更新申請手数料

(195)～(200) [略]

(201) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造業許可更新申請手数料

(202) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可更新申請手数料

(203) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造業許可更新申請手数料

(204)～(211) [略]

(212) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品製造所に係る医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(213) [略]

(214) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品製造所に係る医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(215) [略]

(216) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品製造所に係る化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(217) 削除

(194)の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

(194)の6～(194)の8 [略]

(194)の9 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の10 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料

(194)の11 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造販売業許可更新申請手数料

(195)～(200) [略]

(201) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬品製造業許可更新申請手数料

(202) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬部外品製造業の許可の更新の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可更新申請手数料

(203) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく化粧品製造業の許可の更新の申請に対する審査 化粧品製造業許可更新申請手数料

(204)～(211) [略]

(212) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬品製造所に係る医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(213) [略]

(214) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬部外品製造所に係る医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医薬部外品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(215) [略]

(216) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく化粧品製造所に係る化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 化粧品製造業許可区分の変更又は追加の許可申請手数料

(217) 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく保管のみを行う医薬品の製造所の登録の申請に対する審査 保管のみを行う医薬品製造所登録申請手数料

(217)の2 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく保管のみを行う医薬部外品の製造所の登録の申請に対する審査

(218)～(218)の4 [略]

(218)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項において準用する同条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料

(218)の8・(218)の9 [略]

(218)の10 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器製造販売業許可更新申請手数料

(218)の11 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(218)の12～(218)の16 [略]

(218)の17 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が

保管のみを行う医薬部外品製造所登録申請手数料

(217)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく保管のみを行う化粧品製造所の登録の申請に対する審査 保管のみを行う化粧品製造所登録申請手数料

(217)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく保管のみを行う医薬品の製造所の登録の更新の申請に対する審査 保管のみを行う医薬品製造所登録更新申請手数料

(217)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく保管のみを行う医薬部外品の製造所の登録の更新の申請に対する審査 保管のみを行う医薬部外品製造所登録更新申請手数料

(217)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく保管のみを行う化粧品の製造所の登録の更新の申請に対する審査 保管のみを行う化粧品製造所登録更新申請手数料

(218)～(218)の4 [略]

(218)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料

(218)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第15項において準用する同条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料

(218)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条の2第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造工程の区分ごとの製造管理又は品質管理の方法の基準に係る適合性の確認申請に対する調査 医薬品又は医薬部外品の区分GMP適合性調査手数料

(218)の9 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく同条第1項に規定する変更計画に従って承認事項の一部の変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る適合性の確認申請に対する調査 医薬品又は医薬部外品の変更計画GMP適合性調査手数料

(218)の10・(218)の11 [略]

(218)の12 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器製造販売業許可更新申請手数料

(218)の13 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料

(218)の14～(218)の18 [略]

(218)の19 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が

行う医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料

(219)～(223)の4 [略]

(223)の5 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料

(223)の6 [略]

(223)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定に基づく医療機器修理業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器修理業許可更新申請手数料

(223)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器修理業事業所に係る医療機器修理業の医療機器修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料

(223)の9 [略]

(223)の10 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

(223)の11・(223)の12 [略]

(223)の13 医薬品医療機器等法施行令第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 薬局開設許可証書換え交付手数料

(223)の14 医薬品医療機器等法施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 薬局開設許可証再交付手数料

(223)の15～(223)の18 [略]

(223)の19～(223)の24 [略]

行う医薬品医療機器等法第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料

(219)～(223)の4 [略]

(223)の5 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料

(223)の6 [略]

(223)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第4項の規定に基づく医療機器修理業の許可の更新の申請に対する審査 医療機器修理業許可更新申請手数料

(223)の8 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第40条の2第7項の規定に基づく医療機器修理業事業所に係る医療機器修理業の医療機器修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査 医療機器修理区分の変更又は追加の許可申請手数料

(223)の9 [略]

(223)の10 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 再生医療等製品販売業許可更新申請手数料

(223)の11・(223)の12 [略]

(223)の13 医薬品医療機器等法施行令第2条の3の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 薬局開設許可証書換え交付手数料

(223)の14 医薬品医療機器等法施行令第2条の4の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 薬局開設許可証再交付手数料

(223)の15 医薬品医療機器等法施行令第2条の8の規定に基づく認定証の書換え交付 地域連携薬局等認定証書換え交付手数料

(223)の16 医薬品医療機器等法施行令第2条の9の規定に基づく認定証の再交付 地域連携薬局等認定証再交付手数料

(223)の17～(223)の20 [略]

(223)の21 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う保管のみを行う医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造所の登録に係る医薬品医療機器等法施行令第16条の4の規定に基づく登録証の書換え交付 保管のみを行う医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造所登録証書換え交付手数料

(223)の22 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う保管のみを行う医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造所の登録に係る医薬品医療機器等法施行令第16条の5の規定に基づく登録証の再交付 保管のみを行う医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造所登録証再交付手数料

(223)の23 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準適合性確認に係る医薬品医療機器等法施行令第26条の4の規定に基づく基準確認証の書換え交付 医薬品又は医薬部外品の基準確認証書換え交付手数料

(223)の24 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの基準適合性確認に係る医薬品医療機器等法施行令第26条の5の規定に基づく基準確認証の再交付 医薬品又は医薬部外品の基準確認証再交付手数料

(223)の25～(223)の30 [略]

(224)～(453) [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
194の2	[略]			
194の3	[略]			

194の4～194の9 [略]

195 医薬品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(無菌)」という。)に係る許可 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(一般)」という。)に係る許可 (3) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(包装、表示又は保管)」という。)に係る許可 (4) [略]	[略]		
196 医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に掲げる区分(以下「医薬部外品製造区	[略]		

(224)～(453) [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
194の2	[略]			
194の3	地域連携薬局認定更新申請手数料	1件につき	11,000円	
194の4	[略]			
194の5	専門医療機器関連薬局認定更新申請手数料	1件につき	11,000円	

194の6～194の11 [略]

195 医薬品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第3号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(無菌)」という。)に係る許可 (2) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(一般)」という。)に係る許可 (3) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に掲げる区分(以下「医薬品製造区分(包装、表示又は保管)」という。)に係る許可 (4) [略]	[略]		
196 医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第1号に掲げる区分(以下「医薬部外品製造区	[略]		

	分(無菌)」と いう。)に係る 許可 (2) 医薬品医療 機器等法施行規 則第26条第2項 第2号に掲げる 区分(以下「医 薬部外品製造区 分(一般)」と いう。)に係る 許可 (3) 医薬品医療 機器等法施行規 則第26条第2項 第3号に掲げる 区分(以下「医 薬部外品製造区 分(包装、表示 又は保管)」と いう。)に係る 許可				分(無菌)」と いう。)に係る 許可 (2) 医薬品医療 機器等法施行規 則第25条第2項 第2号に掲げる 区分(以下「医 薬部外品製造区 分(一般)」と いう。)に係る 許可 (3) 医薬品医療 機器等法施行規 則第25条第2項 第3号に掲げる 区分(以下「医 薬部外品製造区 分(包装、表示 又は保管)」と いう。)に係る 許可			
197 化 粧品製 造業許 可申請 手数料	(1) 医薬品医療 機器等法施行規 則第26条第3項 第1号に掲げる 区分(以下「化 粧品製造区分(一 般)」という 。)に係る許可 (2) 医薬品医療 機器等法施行規 則第26条第3項 第2号に掲げる 区分(以下「化 粧品製造区分(一 般)」という 。)に係る許可	[略]		197 化 粧品製 造業許 可申請 手数料	(1) 医薬品医療 機器等法施行規 則第25条第3項 第1号に掲げる 区分(以下「化 粧品製造区分(一 般)」という 。)に係る許可 (2) 医薬品医療 機器等法施行規 則第25条第3項 第2号に掲げる 区分(以下「化 粧品製造区分(一 般)」という 。)に係る許可	[略]		
[略]				[略]				
217 削除				217 保 管のみ を行う 医薬品 製造所 登録申 請手数 料		1件につ き	31,900円	
				217の2 保管 のみを 行う医 薬部外 品製造		1件につ き	31,900円	

					所登録 申請手 数料				
					217の3 保管 のみを 行う化 粧品製 造所登 録申請 手数料	1件につ き	31,900円		
					217の4 保管 のみを 行う医 薬品製 造所登 録更新 申請手 数料	1件につ き	21,400円		
					217の5 保管 のみを 行う医 薬部外 品製造 所登録 更新申 請手数 料	1件につ き	21,400円		
					217の6 保管 のみを 行う化 粧品製 造所登 録更新 申請手 数料	1件につ き	21,400円		
[略]					[略]				
218の3	(1) 医薬品製造 区分(無菌)に 係る調査	1件につ き	47,200円		218の3	(1) 医薬品製造 区分(無菌)に 係る調査	1件につ き	70,500円	
医薬品又は 医薬部 外品の 承認申 請時G	(2) 医薬品製造 区分(一般)に 係る調査	同	32,500円		医薬品又は 医薬部 外品の 承認申 請時G	(2) 医薬品製造 区分(一般)に 係る調査	同	52,900円	
MP適 合性調 査手数 料	(3) 医薬品製造 区分(包装、表 示又は保管)に 係る調査	同	15,200円		MP適 合性調 査手数 料	(3) 医薬品製造 区分(包装、表 示又は保管)に 係る調査	同	23,900円	
	(4) 医薬部外品 製造区分(無菌)に係る調査	同	47,200円			(4) 医薬部外品 製造区分(無菌)に係る調査	同	70,500円	
	(5) 医薬部外品	同	32,500円			(5) 医薬部外品	同	52,900円	

	製造区分（一般）に係る調査	同	15,200円			製造区分（一般）に係る調査	同	23,900円	
	(6) 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査	同	15,200円			(6) 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査	同	23,900円	
	(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査	同	15,200円			(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）に係る調査	同	23,900円	
						(8) 医薬品又は医薬部外品の医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管（以下「特定保管」という。）に係る調査	同	23,900円	
218の4 医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌）に係る調査	1件につき	10万500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額		218の4 医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌）に係る調査	1件につき	12万4,600円に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額	
	(2) 医薬品製造区分（一般）に係る調査	同	7万600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額			(2) 医薬品製造区分（一般）に係る調査	同	9万5,000円に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	
	(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査	同	3万600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額			(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る調査	同	5万3,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額	
	(4) 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査	同	10万500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額			(4) 医薬部外品製造区分（無菌）に係る調査	同	12万4,600円に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額	
	(5) 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査	同	7万600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額			(5) 医薬部外品製造区分（一般）に係る調査	同	9万5,000円に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額	

	(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	3万600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額			(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	5万3,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額		
	(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査	同	3万600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額			(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査	同	5万3,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額		
						(8) 医薬品又は医薬部外品の特定保管に係る調査	同	5万3,400円に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額		
	[略]					[略]				
218の7	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る調査	1件につき	47,200円		218の7	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る調査	1件につき	70,500円		
医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GM P適合性調査手数料	(2) 医薬品製造区分(一般)に係る調査	同	32,500円		医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GM P適合性調査手数料	(2) 医薬品製造区分(一般)に係る調査	同	52,900円		
	(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	15,200円			(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	23,900円		
	(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る調査	同	47,200円			(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る調査	同	70,500円		
	(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る調査	同	32,500円			(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る調査	同	52,900円		
	(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	15,200円			(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	23,900円		
	(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査	同	15,200円			(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査	同	23,900円		
						(8) 医薬品又は医薬部外品の特定保管に係る調査	同	23,900円		

				<p>218の8 医薬品又は医薬部外品の区分G MP適合性調査手数料</p>	<p>(1) 医薬品又は医薬部外品の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分に係る調査</p> <p>(2) 医薬品又は医薬部外品の区分省令第2条第4号に規定する区分に係る調査</p> <p>(3) 医薬品又は医薬部外品の区分省令第2条第5号に規定する区分に係る調査</p> <p>(4) 医薬品又は医薬部外品の区分省令第2条第6号に規定する区分に係る調査</p>	<p>1件につき</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>12万 4,600円に調査品目の数に 2,000円を乗じて得た額及び調査に係る製造販売業者の数に 8,300円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>9万 5,000円に調査品目の数に 1,000円を乗じて得た額及び調査に係る製造販売業者の数に 8,300円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>5万 3,400円に調査品目の数に 500円を乗じて得た額及び調査に係る製造販売業者の数に 4,300円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>5万 3,400円に調査品目の数に 500円を乗じて得た額及び調査に係る製造販売業者の数に 4,300円を乗じて得た額を加算した額</p>		
				<p>218の9 医薬品又は医薬部外品の変更計</p>	<p>(1) 医薬品製造区分（無菌）に係る調査</p> <p>(2) 医薬品製造区分（一般）に係る調査</p>	<p>1件につき</p> <p>同</p>	<p>70,500円</p> <p>52,900円</p>		

						画GM P適合 性調査 手数料	(3) 医薬品製造 区分(包装、表 示又は保管)に 係る調査	同	23,900円		
							(4) 医薬部外品 製造区分(無菌)に係る調査	同	70,500円		
							(5) 医薬部外品 製造区分(一般)に係る調査	同	52,900円		
							(6) 医薬部外品 製造区分(包装 、表示又は保管)に係る調査	同	23,900円		
							(7) 医薬品又は 医薬部外品の試 験検査を製造所 以外の施設にお いて行った場合 (他に委託して 行った場合を含 む。)に係る調 査	同	23,900円		
							(8) 医薬品又は 医薬部外品の特 定保管に係る調 査	同	23,900円		
218の8~218の17 [略]						218の10~218の19 [略]					
[略]						[略]					
223の11 輸出 用医薬 品又は 医薬部 外品の 製造時 GMP 適合性 調査手 数料	(1) 医薬品製造 区分(無菌)に 係る調査	1件につ き	47,200円			223の11 輸出 用医薬 品又は 医薬部 外品の 製造時 GMP 適合性 調査手 数料	(1) 医薬品製造 区分(無菌)に 係る調査	1件につ き	70,500円		
	(2) 医薬品製造 区分(一般)に 係る調査	同	32,500円				(2) 医薬品製造 区分(一般)に 係る調査	同	52,900円		
	(3) 医薬品製造 区分(包装、表 示又は保管)に 係る調査	同	15,200円				(3) 医薬品製造 区分(包装、表 示又は保管)に 係る調査	同	23,900円		
	(4) 医薬部外品 製造区分(無菌)に係る調査	同	47,200円				(4) 医薬部外品 製造区分(無菌)に係る調査	同	70,500円		
	(5) 医薬部外品 製造区分(一般)に係る調査	同	32,500円				(5) 医薬部外品 製造区分(一般)に係る調査	同	52,900円		
	(6) 医薬部外品 製造区分(包装 、表示又は保管)に係る調査	同	15,200円				(6) 医薬部外品 製造区分(包装 、表示又は保管)に係る調査	同	23,900円		
	(7) 医薬品又は 医薬部外品の試 験検査を製造所 以外の施設にお いて行った場合	同	15,200円				(7) 医薬品又は 医薬部外品の試 験検査を製造所 以外の施設にお いて行った場合	同	23,900円		

	(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査					(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査				
						(8) 医薬品又は医薬部外品の特定保管に係る調査	同		23,900円	
223の12	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る調査	1件につき	10万 500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額			223の12	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る調査	1件につき	12万 4,600円	に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料	(2) 医薬品製造区分(一般)に係る調査	同	7万 600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額			定期的GMP適合性調査手数料	(2) 医薬品製造区分(一般)に係る調査	同	9万 5,000円	に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
	(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	3万 600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額				(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	5万 3,400円	に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額
	(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る調査	同	10万 500円に1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額				(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る調査	同	12万 4,600円	に調査品目の数に2,000円を乗じて得た額を加算した額
	(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る調査	同	7万 600円に1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額				(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る調査	同	9万 5,000円	に調査品目の数に1,000円を乗じて得た額を加算した額
	(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	3万 600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額				(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る調査	同	5万 3,400円	に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額
	(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査	同	3万 600円に1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額				(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)に係る調査	同	5万 3,400円	に調査品目の数に500円を乗じて得た額を加算した額
							(8) 医薬品又は	同	5万 3,400円	

						医薬部外品の特 定保管に係る調 査		に調査品目の 数に 500円を 乗じて得た額 を加算した額	
[略]					[略]				
223の14 [略]					223の14 [略]				
					223の15 地域 連携薬 局等認 定証書 換え交 付手数 料	1件につ き	2,000円		
					223の16 地域 連携薬 局等認 定証再 交付手 数料	1件につ き	2,900円		
223の15~223の17 [略]					223の17~223の19 [略]				
223の18 [略]					223の20 [略]				
					223の21 保管 のみを 行う医 薬品、 医薬部 外品又 は化粧 品の製 造所登 録証書 換え交 付手数 料	1件につ き	2,000円		
					223の22 保管 のみを 行う医 薬品、 医薬部 外品又 は化粧 品の製 造所登 録証再 交付手 数料	1件につ き	2,900円		
					223の23 医薬 品又は 医薬部	1件につ き	2,000円		

	外品の 基準確 認証書 換え交 付手数 料			
	223の24 医薬 品又は 医薬部 外品の 基準確 認証再 交付手 数料	1件につ き	2,900円	
223の19~223の24 [略]				223の25~223の30 [略]
[略]				[略]

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第26号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下この号において「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された市町村の区域（過疎法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）内において製造の事業、農林水産物等販売業（過疎法第30条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下この号において「過疎法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって過疎法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては同条の規定を適用しないとしたならば過疎法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は過疎法第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域を含む。以下「過疎地域」という。）又は過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域（過疎法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。以下「特定市町村」という。）のうち過疎法第8条第1項に規定する市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（過疎法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。）又は旅館業（下宿営業を</u></p>

(2) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第16項に規定する関係大臣が指定する地区(以下「指定離島振興地域」という。)内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。)第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(3)～(6) [略]

(過疎地域における県税の課税免除)

第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から令和3年3月31日までの期間(当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間)内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。)第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 過疎地域において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(過疎地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産(過疎地域として公示された日以後

を除く。以下同じ。)の用に供する設備の取得等(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号。以下「総務省令第31号」という。)第1条第1項第1号イに規定する取得等をいう。以下同じ。)をした者及び畜産業又は水産業を行う個人

(2) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第6条の3第17項に規定する関係大臣が指定する地区(以下「指定離島振興地域」という。)内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。)第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(3)～(6) [略]

(産業振興促進区域内における県税の課税免除)

第2条 産業振興促進区域内においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域又は特定市町村として公示された日(以下この条において「公示日」という。)から令和6年3月31日までの期間(当該地域が過疎地域又は特定市町村でなくなったときは、当該公示日から過疎地域又は特定市町村でなくなった日までの期間)内に総務省令第31号第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)の取得等をした者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして総務省令第31号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 過疎地域又は特定市町村のうち産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産(公示日以後において取得したも

後において取得したものに限り、その取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度(取得の日が1月1日の場合においては、当該年の4月1日の属する年度とする。以下「初年度」という。)以降課するもの

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から令和3年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(促進区域における県税の課税免除)

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和3年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から起算して5年(促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間)内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者(次号において「牽引事業施設設置者」という。)について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋(当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であつて、認定産業振興促進計画に記載された半島

の属する年の翌年の4月1日の属する年度(取得の日が1月1日の場合においては、当該年の4月1日の属する年度とする。以下「初年度」という。)

以降課するもの

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人が行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から令和5年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(促進区域における県税の課税免除)

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和5年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から令和5年3月31日までの期間(促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間)内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者(次号において「牽引事業施設設置者」という。)について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋(当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(2) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第6条 宮崎県条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県条例」という。)第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であつて、認定産業振興促進計画に記載された半島

振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和3年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和5年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置)

2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第41条第1項に規定する旧過疎自立促進地域の市町村の区域若しくは令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「旧過疎地域」という。）内において製造の事業、同法第30条に規定する農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を同日以前に新設し、若しくはこれらを増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税若しくは固定資産税又は旧過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人で同日以前に課税免除の適用を受けたものに対して課すべき事業税については、なお従前の例による。

(産業振興促進区域に係る規定の失効)

3 改正後の条例中産業振興促進区域に係る規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の効力を失う日にその効力を失う。

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第27号

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条の規定に基づき、同法第38条第2項から第6項までに規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準を定めるものとする。	第1条 この条例は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第39条第1項の規定に基づき、同法第38条第2項から第6項までに規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準を定めるものとする。
(苦情への対応)	(苦情への対応)
第8条 [略]	第8条 [略]
	<u>(就業環境の整備)</u>

<p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第8条の2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第8条の3 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第18条第2項（改正後の条例第25条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

国営西諸土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

国営西諸土地改良事業負担金徴収条例（平成9年宮崎県条例第31号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 国営大淀川左岸土地改良事業負担金徴収条例等の一部を改正する条例(平成25年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項及び国営西諸土地改良事業負担金徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の国営一ツ瀬川土地改良事業負担金徴収条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</p>

宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第29号

宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の一部を改正する条例

宮崎県中山間ふるさと保全基金条例(平成5年宮崎県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「中山間地域」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村若しくは特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域又は半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域若しくは過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村の区域をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「中山間地域」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村若しくは特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域を含む市町村の区域又は半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域若しくは過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する市町村の区域をいう。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県中山間ふるさと保全基金条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第30号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年宮崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当該一般県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなすことができる。</u></p>	<p>(入居者資格の特例)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の規則で定める地域内の一般県営住宅に係る前条の規定の適用については、当該一般県営住宅に入居しようとする者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第1号の条件を具備する者とみなすことができる。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。